

公益法人制度

ご存知のように、従来の社団法人・財団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（いわゆる「一般法」）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（いわゆる「認定法」）」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（いわゆる「整備法」）」の3つの法律が平成20年12月1日に施行されたことに伴い、平成20年12月1日以降、5年間は特例民法法人となり、基本的には従来の公益法人と変わりませんが、その後5年以内（平成25年11月30日まで）に新法人格（公益社団・財団法人もしくは一般社団・財団法人）に移行するか、解散・合併することになります。

つまり、平成25年11月30日までのあと約1年間の残された期間で新法人格に移行できないと、解散することになります。

そこで、平成24年8月末現在の移行状況を調べてみると、

所管	所管法人数	申請法人数	うち答申済法人数
内閣府	6,625 法人	3,323 法人	2,713 法人
都道府県	17,818 法人	8,536 法人	6,332 法人

（出典：「公益法人等の現況」内閣府公益認定等委員会
平成24年9月）

以上ようになっており、依然として約半分の社団・財団法人が未申請であることがわかります。

さて、従来の社団法人・財団法人と新法人格、税務上の取扱いはどう違うのでしょうか。

法人税の税率で比較してみると、従来の社団法人・財団法人は、普通法人の税率（年800万円以下の部分：15%、年800万円超の部分：25.5%）に比べて、優遇された税率（年800万円以下の部分：15%、年800万円超の部分：19%）になっていました。一方、新法人格は、年800万円以下の部分：15%、年800万円超の部分：25.5%と、普

通法人の税率と同じ税率になっております。

また、法人税の課税の範囲を比較してみると、従来の社団法人・財団法人は、法人税法施行令にて限定列举された34事業（法人税法上の収益事業）から生じた所得に対してのみ法人税が課税される収益事業課税となっております。一方、新法人格の公益社団・財団法人は、同様に収益事業課税ではありますが、法人税法上の収益事業のうち公益目的事業と認定された事業から生じた所得に対しては非課税となっております。

また、新法人格の一般社団・財団法人については2つに分類され、非営利型法人を選択した場合は収益事業課税、非営利型法人以外（普通法人型）を選択した場合は全ての所得に対して課税される全所得課税となっております。

さらに、みなし寄付金（収益事業から公益事業のために支出した金額）については、従来の社団法人・財団法人は所得金額の25%でしたが、新法人格の公益社団・財団法人は所得金額の50%又は公益目的支出金額のどちらか大きい額と拡充された一方、新法人格の一般社団・財団法人には適用がありません。

このように、公益法人・一般社団法人への移行には、税制上の検討も慎重に行う必要があります。これから移行する各社団・財団法人様のみならず、既に移行した新法人格の法人様も再度、各法人様の置かれた税務状況を確認してみても如何でしょうか。

当法人は、神奈川県を中心に数多くの公益認定支援並びに一般認可支援等に携わっております。そこで培ったノウハウを駆使し、各社団・財団法人様のご実情に適した公益法人移行申請並びに一般法人移行申請等の実現に寄与しております。残された時間はあと僅かですので、依然として未移行の各社団・財団法人様は是非一度、ご相談ください。

（文責：関内事業部 國分 周）



時の経過

秋も一段と深まりいかがお過ごしでしょうか？今年も残り僅かとなり、時の流れの早さを感じるこの頃です。

先日、車で国道15号線を走っていると時の経過を感じるがありました。

京急蒲田駅前の踏切がなくなっていました。一度通行された方はご記憶にあるかもしれませんが、この踏切は開かずの踏切と呼ばれ渋滞の原因となっていました。平成24年10月21日高架化に伴い踏切はなくなり、今では道路を自由に通行できます。この事業は東京都の都市計画事業として平成12年12月より着手し、約12年をかけようやく完了となりました。時の経過とともに街が開発され、地域の方にとってはとても便利になったのではないかと思います。ただ、まだ踏切がなくなったことを信用している人は少ないようで車で通過する時に踏み切りはないのに皆さん一時停止をしていました。日本人は真面目です。



他にも相鉄線からJR線、東急線への乗り入れの計画も進んでいます。私は横浜市旭区に住んでおり相鉄線を利用して出勤しています。以前からJR、東急への乗り入れの計画はありましたが、遠い未来のことと考えていました。しかし相鉄のHPを見てみると『相鉄・JR直通線は平成27年4月、相鉄・東急直通線は平成31年4月を予定している』とのこと。平成27年4月はあと2年半です。2年半なんてあっという間で待ち遠しいです。

最後に消費税の話をして。『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案』によると消費税の税率は平成26年4月より8%、平成27年10月より10%になります。遠い話のようですが、あと1年半もしくはあと3年の話です。

周りの環境は目に見えて変化を遂げています。月並みですが日々の生活を充実させていきたいと思えます。

(文責：関内事業部 大庭 淳)

地球温暖化対策税とは

先月より地球温暖化対策税という新しい税金が施行されましたが皆さんご存知でしょうか。

(世間では消費税増税の陰に隠れ、存在感がイマイチなようです。)

地球温暖化対策税とは、石油や天然ガス、石炭など地球温暖化の原因となる二酸化炭素を出す全ての化石燃料にかかる税金で、10月1日より2016年4月までの3年半の間に3段階で税率が上がっていき、最終的には従来の石油石炭税と比較すると石油は37%、ガス72%、石炭では96%の増額となります。

税額は化石燃料ごとのCO2排出量で決められ、石油は1キロリットル当たり250円、天然ガスは1トン当たり260円、石炭は1トン当たり220円です。2016年4月の最終的な課税額引き上げ時には、導入前に比べると、石油は1キロリットル当たり760円、ガスは1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円ずつ税負担が大きくなります。国の税収は2016年度には年間2,623億円に上るとみられています。



実際、東京電力からの11月分の電気料金の調整のお知らせには前月比マイナスの表示があり「？」でしたが、家庭向け電気代は既に9月から平均8.46%値上げされており、10月利用分から上乗せとなっています。そのため、電気料金については更に値上げになることはないようです。

税金を負担するのは主に化石燃料の輸入や利用をする電力会社やガス会社、石油関連企業などですが増税分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになるとみられています。

環境省の試算によると段階的上乗せ後の税金は1世帯当たり月100円ほどの負担増となるようです。

一方、石油化学業界では年60億円程度、鉄鋼業界は年100億円程度のコスト増を見込んでいます。このままでは、石油、化学、鉄鋼などの業界の負担が膨らみ、企業の海外流出が加速し、国際競争力が低下しかねません。産業界から、反対や税額の初年度据え置きなどを求める声が出るのは無理もありません。

(文責：関内事業部 阿部美保)